

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 成田空港警備(株)  
住所： 千葉県成田市東町77番地

2. 指名停止措置期間： 自 令和3年7月16日 1ヵ月  
至 令和3年8月15日

### 3. 事実概要

上記業者の使用人が、当該業者が警備巡回する中学校の警備巡回中に、職員室内の机の引き出しを開けて現金を盗もうとしたとして、窃盗未遂の疑いで令和3年2月24日に千葉県警に逮捕されたため。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 佐野 英治  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564